

令和3年12月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官


令和2年(ワ)第2509号 損害賠償請求事件(以下「本件本訴事件」という。)

令和3年(ワ)712号 損害賠償請求反訴事件(以下「本件反訴事件」という。)

口頭弁論終結日 令和3年9月15日

5

判 決

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目3番14号博進ビル6階

原告(反訴被告) 株式会社ウルフアンドカンパニー¹⁰
(以下「原告」という。)

同代表者代表取締役 大 竹 誠 一

山形市小白川町1-4-12

被告(反訴原告) 天 羽 優 子
(以下「被告」という。)

主 文

- 1 原告の本訴請求をいずれも棄却する。
- 2 被告の反訴請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、本訴反訴を通じてこれを4分し、その3を原告の負担とし、
その余は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

20 1 本訴

- (1) 被告は、別紙1投稿記事目録記載の削除対象部分を削除せよ。
- (2) 被告は、原告に対し、100万円を支払え。

2 反訴

原告は、被告に対し、100万円及びこれに対する令和2年9月23日から
支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。²⁵

第2 事案の概要

本件本訴事件は、原告が、被告に対し、被告が原告作成のメールを引用する記事（以下「本件記事」という。）をその運営するウェブサイトに掲載したこと（以下「本件投稿行為」という。）が、原告の著作権等を侵害するものである旨主張して、著作権又は著作者人格権に基づき、本件記事のうち、別紙1投稿記事目録記載の削除対象部分の削除を求めるとともに、不法行為による損害賠償請求として、慰謝料100万円の支払を求める事案である。

本件反訴事件は、被告が、原告の本件本訴の提起が不当訴訟に当たる旨主張して、不法行為による損害賠償請求として、慰謝料100万円及びこれに対する不法行為の日である令和2年9月23日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがない事実、顕著な事実並びに証拠（掲記のものほか、甲1、乙1、同1の2）及び弁論の全趣旨により認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、通信回線（光回線）の販売業務、各種代理店業務等を目的とする株式会社である。

大竹誠一（以下「大竹」という。）は、原告の代表取締役である。

イ 被告は、化学物理を専門とする研究者であり、「Y. AMO (a p j) Lab」と題するウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）を運営する者である。

(2) 本件本訴事件及び本件反訴事件に至る経緯

ア 原告は、令和2年頃、次亜塩素酸の水溶液（以下「次亜塩素酸水」という。）や次亜塩素酸水の噴霧装置の販売等を業務としていた。

イ Buzz Feed Japan株式会社は、令和2年6月3日、同社の運営するウェブサイトに、「大量に商品が出回る『次亜塩素酸水』の危険科学者『一番怖いのは...』」と題する記事（以下「本件インタビュー記事」という。）を投稿した。本件インタビュー記事には、被告が、Buzz

z Feed Japan 株式会社からインタビューを受け、噴霧した次亜塩素酸水を吸入してはいけない、消毒薬は人体にとって劇物又は毒物である、「消毒薬のミストでどうにかできるなら、とっくに病院が実践しているはず」、医療現場においては人がいる空間での消毒薬の噴霧は推奨しないのが原則である等の発言をしたことが記載されていた。（乙5）

ウ(ア) 大竹は、令和2年6月14日、被告に対し、本件インタビュー記事について、「貴殿の次亜塩素酸水のYahoニュースの件苦情抗議と貴殿裁判の提起準備の件4」と題するメールを、送信者名を「株式会社ウルフアンドカンパニー代表取締役 大竹誠一」として送信し（以下、特記しない限り、大竹のメールの送信者名は同一である。），原告及び原告代表者が次亜塩素酸水等を納入した施設ではそれらが有効であったこと、次亜塩素酸水を噴霧することの有効性に係る証拠があること、被告は原告の営業及び業務を妨害していること、被告が報道機関を通じ訂正しなければ被告を提訴すること等を通知した（以下、このメールを「本件メール①」という。なお、同メールの送信主体が、大竹個人であるか、原告（法人）であるかについては争いがある。以下同じ。）。

(イ) 被告は、令和2年6月15日、上記(ア)の通知に対し、メールで返信し、大竹が主張する証拠の内容等を説明することを求め、また、提訴する場合の訴状の送達先を通知した。

(ウ) 大竹は、令和2年6月16日、上記(イ)の通知に対し、「Re: 貴殿の次亜塩素酸水のYahoニュースの件苦情抗議と貴殿裁判の提起準備の件4」と題する3通のメールを送信し、証拠をメールに添付すること、被告が当該証拠を閲読し本件インタビュー記事における発言を訂正するならば訴訟の提起はしないこと、次亜塩素酸水を批判した別の相手方から「話し合い解決」を望む内容の内容証明郵便による書面が届いたこと等を通知した（以下「本件メール②」という。）。

大竹は、上記各メールのうち2つに、次亜塩素酸水を噴霧することの有効性に係る書面のP D F ファイル等を添付した。

(エ) 被告は、令和2年6月19日、上記(ウ)の通知に対し、メールで返信し、同メールに、大竹の要望に反する内容の回答書を添付した。また、被告は、同回答書を印刷したものも郵送した。

(オ) 被告は、令和2年6月25日、上記回答書への返答がなかったことから、宛先を「株式会社ウルフアンドカンパニー 代表取締役社長 大竹誠一」として、「訴状の提出予定について教えて下さい」と題するメールを送信し、被告の回答が大竹の要望に沿わないことは明らかであること等を通知し、訴訟を提起せずに終わることはないと考えるので、訴状の提出状況を連絡すること等を要望した。

(カ) 大竹は、上記(オ)の通知等に対し、送信者名を「ウルフアンドカンパニー 大竹」として、メールで返信し、大竹が複数の訴訟を提起し、たびたび裁判所を訪れること等を通知した(以下「本件メール③」という。)。

これに対し、被告が、内容証明郵便による書面を送付したところ、大竹は、被告に対し、複数のメールを送信し、自分は内容証明郵便による書面に怖がることはないと、裁判所に行く予定があり、訴訟の相手方やその代理人を「涙目にさせて」くる、別件訴訟が済んだら被告を提訴するかもしれない、被告が待てないのであれば自由に訴訟を提起してほしい旨を通知し、また、被告が「立川中央病院に連絡した件は迷惑であり、「門外漢の学者は余計な事を」しないでほしい旨を要望した(以下「本件メール④」という。)。

本件メール①ないし④(以下、併せて「本件各メール」という。)の内容は、概ね別紙1投稿記事目録記載の削除対象部分のとおりである。

エ 被告は、令和2年6月27日、本件ウェブサイトに、別紙1投稿記事目録で引用する別紙2記載のとおり、本件各メールを引用しつつ、本件記事

を掲載した（本件投稿行為）。

オ 原告は、令和2年9月23日、越谷簡易裁判所に、本件本訴を提起した。

越谷簡易裁判所は、令和2年9月24日、本件本訴をさいたま地方裁判所越谷支部に移送する旨の決定をした。

5 本件本訴は、令和2年10月27日、さいたま地方裁判所（本庁）に回付された。

2 当事者の主張

(1) 本件本訴事件について

(原告の主張)

10 ア(ア) 本件各メールは、原告の次亜塩素酸水に関する知識、思想及び感情を創作的に表現したものであり、「株式会社ウルフアンドカンパニー 代表取締役社長 大竹誠一」の著作物であり、その著作権は、原告（法人）及び大竹個人の両方にある。被告は、原告の著作物である本件各メールを引用して本件記事を投稿することで、原告の複製権、公衆送信権及び公表権を侵害した。

15 イ(イ) 被告は、本件投稿行為は、本件各メールを引用したものであるから違法ではない旨主張するが、原告は引用を許可していない。被告は、自身が報道を行う者に該当し得ること等も主張するが、被告は報道に関わる職業に就いていない。

20 イイ 原告の損害は、本件各メールに係る複製権侵害について20万円、公衆送信権侵害について20万円、公表権侵害について20万円である。また、本件投稿行為により、原告の全社員が精神的苦痛を受けており、本件投稿行為に係る慰謝料は40万円が相当である。

(被告の主張)

25 ア(ア) 本件各メールはいずれも短く、また、内容としても、事実をそのまま記載した表現、ありふれた表現等に過ぎず（独自な表現もあるが、それ

らは原告の事実認識、行動等それ自体が特異であることによるものである。），思想又は感情を創作的に表現したものとはいえないから、著作物に当たらない。

(イ) 仮に本件各メールの著作物性が認められても、少なくとも、原告が自己の著作の名義の下に公表するものとはいえないこと等からすれば、いずれも大竹個人が著作権者であり、原告に著作権は帰属しない。

(ウ) 仮に原告に著作権が帰属するとしても、①原告は、自ら、一般に公開されたウェブサイト上で、本件各メールとほとんど同様の内容の投稿をしており、本件各メールの内容は公開されていたといえること、②被告は、本件各メールを、正当な範囲内で、公正な慣行に沿って引用したことからすれば、本件投稿行為は、公開された著作物を引用したのと変わらず、違法ではない。

また、①被告が、報道を行う者に該当し得ること、②本件投稿行為は、本件ウェブサイトを利用した情報発信行為であること、③被告が本件各メールを引用して本件投稿行為を行ったことは、社会問題となっている次亜塩素酸水の噴霧について発言した専門家（被告）に対する訴訟恫喝という事件に関わり、時事の事件の報道に該当することからすれば、本件投稿行為は違法ではない。

イ 原告の損害は、争う。

20 (2) 本件反訴事件について

(被告の主張)

ア 原告の本件本訴の提起は、①本件各メールの著作物性についての立証を行わなかった上、本件各メールの著作物性が肯定される場合、その著作権者は大竹個人であることが明らかであるにもかかわらず、法人である原告が訴訟を提起したこと、②原告は、被告が著作権者を特定するように求めたにもかかわらず、著作権者は「株式会社ウルフアンドカンパニー 代表

取締役社長 大竹誠一」であるとして、その特定を曖昧なままにし、損害等の主張及び立証もほとんど行わず、真摯な訴訟追行をしていないこと、③大竹は、本人訴訟が得意であるとして、次亜塩素酸水に関する批判的言動をやめなければ提訴する旨の恫喝を繰り返したこと、④大竹は、多忙であることを理由に本件本訴を取り下げようとするなど、あまりに身勝手であること等からすれば、不当訴訟に当たる。

イ 原告の本件本訴の提起により、被告は、時間的、精神的、金銭的な負担を余儀なくされた。この損害を慰謝するには、100万円が相当である。

(原告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 本件本訴事件について

(1) 原告は、本件各メールは、「株式会社ウルフアンドカンパニー 代表取締役社長 大竹誠一」の著作物であり、その著作権は、原告及び大竹個人の両方にある旨主張する。

ア そこで検討すると、訴状の提訴者欄には「株式会社ウルフアンドカンパニー 代表者代表取締役 大竹 誠一」との記載があるところ、①訴状において、個人の訴訟当事者を表示する場合に、同人の所属する会社やその役職を記載する必要はなく、かえって、このような表示は当事者を不明確にすることから認められない一方、訴訟当事者が法人の場合には、代表者の表示を必要的記載とするのが例であること、②上記表示下の印影は、原告の会社名のものであること、③提訴者の住所欄に記載されているのは原告の本店所在地であることが認められ（顕著な事実）、これらの事実からすれば、訴状記載の本件本訴事件の提訴者は、大竹個人ではなく、大竹が代表取締役を務める法人（原告）であることが明らかである。

イ 著作物の著作者となるのは、「著作物を創作する者」（著作権法2条1

5.

項2号)であり、当該著作物の創造活動を実際に行った自然人に帰属することが原則とされる。前記前提事実によれば、本件各メールを実際に作成したのは大竹であることが認められる。このことからすると、仮に、本件各メールが著作物に該当するならば、その著作権は、大竹に帰属することとなる。

10

ウ これに対し、原告は、「被告に対し原告が削除依頼をウルフアンドカンパニー社内のパソコンからメールで行ったことが原因であるから、原告は株式会社ウルフアンドカンパニーである」、「原告が書いた文章はウルフアンドカンパニー 代表者 代表取締役 大竹誠一であるから、会社名が入っていても法人・個人の両方に認められて」いる等の主張をするが、表現行為が発せられた場所・手段は、本件各メールの著作権が原告と大竹の双方に帰属することを基礎付けるものではなく、また、社会通念上、原告が主張する「ウルフアンドカンパニー 代表者 代表取締役 大竹誠一」との单一の記載が、複数の法人格を示すものと解することは不自然である上、原告が本件各メールにこのような名称を記載したとしても、そのことは、本件各メールの著作権が原告と大竹の双方に帰属することを基礎付けるものではない。

15

エ なお、原告の上記ウの主張からすると、原告が、本件各メールは、大竹が職務上作成した著作物であるとして、著作権法15条1項に基づいて、原告の著作権を主張していると解することもできなくない(ただし、仮に、本件各メールが、大竹が職務上作成した著作物であるとしたら、それは、原告の著作物になり、原告と大竹の双方に著作権が帰属するものではない。)。

20

同条項は、法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物でその法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、別段の定めがない限り、その法人等とする旨定める。

25

ここでいう「職務上」とは、法人の業務に従事する者の職務上の義務遂

行として通常予期される業務について、自らに与えられた業務として著作物を作成することを意味し、職務を遂行する過程において職務との関連で作成したものは含まれないと解される。

しかしながら、原告が提出する準備書面を精査しても、原告がこれらの要件を適切に主張立証したということはできない。

かえって、前記前提事実のとおり、当時の原告の業務は、次亜塩素酸水、次亜塩素酸水の噴霧装置等の販売等である一方で、本件各メールは、被告に対し、自分（「私」と記載されており、大竹の意と解される。）が弁護士なしで裁判を行う能力を有し、裁判所を訪問し記念撮影をしたことがあり、かつ文武両道であること等、大竹個人の属性をも内容とすることに鑑みると、本件各メールの内容の一部が、次亜塩素酸水の有効性に係る本件インタビュー記事に関連していることを考慮しても、大竹が本件各メールを作成したことが、原告の業務に従事する者の職務上の義務の遂行として行われたものであると認めることは困難である。

また、前記ウのとおり、原告が、本件各メールの送信者名に原告の法人名が入っていても、それが大竹個人を表示している旨主張していることによれば、本件各メールが、原告が自己の著作の名義の下に公表するものかどうかも明らかでない。

したがって、同条項により本件各メールの著作権が原告に帰属するということはできない。

(2) また、前記前提事実、甲1及び乙1、同1の2によれば、本件メール②は、大竹の主張に沿う資料を送付する旨及びその概略や関連する事実を示したものであり、また、本件メール①及び④のうち、原告の業務に関連するといえる部分は、次亜塩素酸水の噴霧の有効性を示す実例や研究成果があることを述べ、被告が原告の営業を妨害しているとして、その訂正を求め、これに応じないと提訴する旨を予告するものであることが認められるところ、このよ

うな内容は、業務上の事務連絡に類するものであり、本件全証拠によつても、著作権法2条1項1号にいう思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術又は音楽の範囲に属するものに該当するということは困難である。

- (3) 以上によれば、被告が主張するその余の点について判断するまでもなく、
5 原告の本訴請求には理由がない。

2 本件反訴事件について

- (1) 被告は、原告が、著作権侵害を主張して本件本訴を提起したにもかかわらず、本件各メールの著作物性についての立証を行わなかつた上、本件各メールの著作物性が肯定される場合、その著作権者は大竹個人であることが明らかであるのに、法人である原告が訴訟を提起したこと、原告が、著作権者の特定を曖昧なままにし、損害等の主張及び立証もほとんど行わないなど、真摯な訴訟追行をしていないこと等から、本件本訴が不当訴訟に当たる旨主張する。

法的紛争の当事者が紛争の解決を求めて訴えを提起することは、原則として正当な行為であり、訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である（最高裁昭和60年（オ）第122号同63年1月26日第三小法廷判決・民集42巻1号1頁参照）。

- (2)ア そこで検討するに、前記のとおり、本件メール②や、本件メール①及び④のうち、原告の業務に関連するといえる部分が、著作権法2条1項1号にいう思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術又は音楽の範囲に属するものに該当するということは困難である。しかし、前記のとおり、本件各メールには、大竹個人の属性に係る内容を含む部分もあ

ることに鑑みると、直ちに、本件各メールに著作物性が認められる旨の原告の主張が、事実的、法律的根拠を欠くとまでいうことは困難である。

イ また、本件本訴について判断したとおり、原告は、本件各メールの著作権が、原告及び大竹の双方に帰属する旨主張しながら、その事実上及び法律上の根拠を示さなかったということができるが、大竹が原告の代表取締役であり、両者が密接な関係にあることに鑑みると、本件各メールの著作権が、大竹個人に帰属するのか、原告に帰属するのかが一義的に明白であったということはできないから、本件各メールの著作権の主体に関する原告の主張が、事実的、法律的根拠を欠くとまでいうことは困難である。

ウ さらに、乙2によれば、大竹は、令和2年9月17日、被告に対し、メールで、大竹が送信した本件各メールは被告のみを読者として想定していることから、公開を止めることを要望したことが認められ、このことに照らすと、本件各メールが、当然に著作権法32条1項により利用できるものであることが明らかであったということはできず、また、本件全証拠によっても、本件各メールが、同法41条により利用できるものであることが明らかであったということもできない。

エ そうすると、本件各メールの著作権に関し、原告が、その主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのに、あえて訴えを提起したとまで認めるることは困難である。

(3) なお、前記前提事実、乙6の1～3及び弁論の全趣旨によれば、大竹が、被告及びその他の訴外の者に対し、次亜塩素酸水の有効性等に係る主張を撤回しなければ提訴すると述べ、その応訴負担を強調しながら、前記説示のとおり、その主張は明確でない部分が残り、その訴訟追行が必ずしも熱心であったということはできないが、他方で、証拠（甲1、乙1、同1の2）によれば、被告も、大竹に対し、「私の回答が訴訟提起取り下げの条件を満たし

ていなることは明白です。まさかこのままうやむやにして訴訟せずに終わるなどということは無いと考えますので、訴状の提出状況についてお知らせ下さい。」と通知し、原告の訴訟提起を促すような対応をしたことが認められることに鑑みると、原告の、本件本訴の提起が、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くとまで認めることは困難である。

(4) したがって、被告の上記主張は採用することができない。

そうすると、その余の点について判断するまでもなく、被告の反訴請求には理由がない。

3 以上によれば、原告の本訴請求及び被告の反訴請求はいずれも理由がないから、棄却することとして、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官

倉澤守春

倉 澤 守 春

裁判官

日浅さやか

日 浅 さ や か

裁判官

伊東大地

伊 東 大 地

5

別紙 1

投 稿 記 事 目 錄

1 U R L

<http://www.cml-office.org/wwatch/claim/case02/comment01.html>

5 2 削除対象部分

別紙 2 のうち線で囲んだ部分

ウルフアンドカンパニーから訴訟を予告するメールがきました (2020/06/14-)

大竹氏はさいたま地裁越谷支部と簡裁の越谷支部では有名とのことだが、これまでの訴訟はウルフアンドカンパニーの名前でやっているわけではないらしい。そんなに有名なら、法廷入り口の掲示とかで割と目撃されていると思うので、どなたか、裁判所で大竹氏の名前を見た人がいたら情報をお知らせ下さい。

2020年6月14日に、ウルフアンドカンパニーの代表取締役を名乗る、大竹誠一氏から、「貴殿の次亜塩素酸水のYahooニュースの件苦情抗議」と貴殿裁判の提起準備の件4と題するメールを受け取った。改行を適宜入れた上で、私の趣味で、面白いと思ったところをハイライトしておく。

「消毒薬のミストでどうにかできるなら、とっくに病院が実践しているはずです」
これなどの記事がYahooニュースで流れました。まず当社が納品した病院が経営している老人ホームは一括導入しています。当社及び当社社長が過去に納入した施設では新型コロナウイルス患者は出ていません。私の除菌コンサルタントとしての誇りです。バス車内の故障の前例の件、まず次亜塩素酸水は水と塩を電気分解して製造する会社が殆どですが、国内に2社だけ食塩を使わず無塩 次亜塩素酸水（無塩・微酸性電解水）を作れる会社をご存知でしょうか？この2社のものを使えば塩害が起きませんので、バス車内の器機故障は無かったと思われます。また、当社ではありませんが、当社の加盟団体での病院での納入実績がございます。
貴殿の病院がとっくに病院が実戦しているはずの根拠が崩れます
当社は、正しい方法で作られた次亜塩素酸水空間噴霧の安全性のエビデンスを2つ所持しています。
北里と岡山大学です。また手指の除菌の有効性に関するエビデンスを1つ持っています。
当社及び正しい方法で次亜塩素酸水を製造している会社に対して、貴殿は営業妨害、業務妨害をしています。貴殿が望めば、メールにて送ります。
貴殿がマスコミ各社に対し訂正の報道を行わないのであれば、貴殿を提訴します。
私は弁護士無で裁判が行える能力を持っています。
裁判所は当社の本社のある埼玉県越谷市の簡易裁判所です。
ご回答をお待ちしております。

CML admin http://www.cml-office.org で私が管理するサイトについてフィードバックが送られています
送信者名 : 株式会社 ウルフアンドカンパニー 代表取締役 大竹 誠一
メールアドレス: otake@wolfjpn.com

(1)

ウチのサイトの投稿フォームからのメールだったので、検索して、当然こちらのサイトの中身も知った上で手紙らしい。実はこの数日前にも、大学宛におそらくこの方からクレームが届いていた。大学が邪魔して送信者を隠したために、確定はできなかったが、後で総務とやりとりしてほぼ特定できている。文中にあるYahooニュースの記事とは、BuzzFeedに出た「自治体が配布し、大量に商品出回る「次亜塩素酸水」の危険」科学者「一番怖いのは...」」ことで、これがYahooに転載されたものを見たということだろう。この記事の中で、私は、消毒薬の空間噴霧について一般的な注意事項を述べており、大竹氏が扱っている特定の商品については名指していない。提訴の予告のメールは、大竹氏がいきなり送ってきたものである。

それはそうと日本の民事訴訟の制度上、弁護士代理は必須ではない。むしろ本人訴訟の方が想定されていて、代理人に頼むのはオプションである。だから、弁護士無しで裁判が行える能力は、大竹氏に限らず誰でも持っている。

そこで、次のような返事を2020年6月15日に出した。

株式会社 ウルフアンドカンパニー

代表取締役 大竹 誠一様

山形大学の天羽です。メールを拝読いたしました。

1 メールの受信状況について

いただいたメールのタイトルが「貴殿の次亜塩素酸水のYahooニュースの件苦情抗議」と貴殿裁判の提起準備の件4」となっていたのですが、貴殿からいただいたメールは、このタイトルのメール1通のみで、1~3までが届いていません。

投稿フォームからうまく送信できていなかつたか、先週、ウェブサイト

をおいてるレンタルサーバーのメンテナンスがあって、一時期不安定になっていたため、どこかに消失した可能性があります。まずは、お手数ですが、番号1~3までの再送をお願いいたします。送信先は、このメールの差し出しあдресにお願いします。

2 貴殿が主張するエビデンスについて

既に書きましたように、番号1~3のメールを受け取っていませんので、いただいた4についてのみ照会いたします。

無塩次亜塩素酸水の製造装置でできる次亜塩素酸水の規格はどのようなものでしょうか。電界前の水の組成や電界後の有効塩素濃度、pH、生成している化学種の割合などについて書かれたものはありますか。製造している会社はどこでしょうか。

「正しい方法で作られた次亜塩素酸水空間噴霧の安全性のエビデンス」

「また手指の除菌の有効性に関するエビデンス」

とは、人体に対して確認されたエビデンスでしょうか。

医学も含む、自然科学の世界でのエビデンスとは、査読付きの学術論文誌に出たものか、国際会議のproceedingsになっているもの（但し査読が無い場合はエビデンスとして弱い）のことです。

新聞記事や学会での口頭発表だけではエビデンスとは言えません。

また、大学紀要や、研究機関が出している広報誌などに出たものもエビデンスとは言えません。

除菌コンサルタントを名乗っておられるのであれば、この程度のことは当然ご存じのことと思います。

そこで、貴殿が主張するエビデンスの根拠となる、掲載論文の著者名、

雑誌名、掲載号、掲載年、ページ数について照会します。

もし、論文のpdfファイルがありましたら送ってください。

3 提訴について

訴状の送達先ですが、とりあえず勤務先の、

990-8560
山形県山形市小白川町1-4-12
山形大学理学部
天羽 優子

宛お願いします。窓口で書記官に何か言われたら、提出時にこのメールを担当書記官に見せてくださってかまいません。

民事訴訟法によると居所への送達も可能となっており、被告となる予定の私が受け取ると明言しているのであれば、そのまま提出が可能と思います。

以上

このメールに対して、届いた返事が3通あった。いずれも、届いたのは2020年6月16日で、件名は「Re: 貴殿の次亜塩素酸水のYahooニュースの件 苦情抗議」と貴殿裁判の提起準備の件4であった。

まず1通目（電話番号についてはイタズラ防止のため削除し、それ以外の部分を引用する）。

山形大学 天羽様

貴殿の大学のサイトではメール添付できなかつたので、メール添付で3つのエビデンスを送ります。
次亜塩素酸水の空間噴霧の安全性2つ 手指の除菌の有効性1つ、
あと、ある程度大きな病院で7年前から空間噴霧して

(2)

原因不明の高熱が無くなったとして喜んで使用している病院があります。
この病院は新型コロナ患者を出していません。
これは法廷で貴殿の「病院が使っているはず」を否定するために出します。
手指の除菌に関してはエビデンスではありませんが、北海道大学の発表です。
しかし、空間噴霧の安全性は北里と岡山大学です。
外食チェーンのゼンショーグループでは5年以前から来店客向けに
次亜塩素酸水の中の、微酸性電解水利用しています。
健康被害は無しです。

=====
株式会社ウルファンドカンパニー 代表取締役社長 大竹 誠一
〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷1-3-14博進ビル6F

このメールには4つのファイルが添付されていた。

- ・ 微酸性電解水ミストのラットに関する暴露試験.pdf
- ・ 岡山大学空間除菌安全エビデンス.pdf
- ・ 北海道大学 次亜塩素酸水で新型コロナ不活化.pdf
- ・ はま寿司 微酸性電解水 使用例.JPG

2通目のメールの内容は次のようなものだった。

天羽様

追記です。当社が加盟している、一般社団法人 日本微酸性電解水協会から
昨日付け、メールを私が見たのは先程がありますので、それを添付で送ります。
次亜塩素酸水は様々なメーカーがあり様々な品質があります。
貴殿はそれを一色淡にして記事を出した訳です。
当社は同じく記事に出ていた小波教授も訴訟の提起をする予定ですが、
小波教授は「使用後、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念が無いと考える」
と結んでいます。当社が小波教授に対してそれをしらせ、謝罪すれば訴訟を取りやめる可能性はあります。
天羽様は「病院が実施しているはず」と書いてありますが、
立川の病院が7年前から空間噴霧していて、原因不明の熱を出す患者が減ったと言っていますし、
同病院は新型コロナウイルス患者を出しています。
詳しくは一般社団法人 日本微酸性電解水協会を見れば病院が会員になっています。
貴殿が当社が添付資料やエビデンスを見て発言を撤回し、様々なメーカーがあり、
ウルファンドカンパニーが販売する製品は安全だと認めれば訴訟の提起を取り下げるとも考えます。
ちなみに、当社の販売している無塩 次亜塩素酸水（無塩 微酸性電解水）は次亜塩素酸水の発明家が作った商品です。

ご参考までに

このメールには、「無塩微酸性次亜塩素酸水と（浮遊菌・落下菌及び他の殺菌剤との違い 改定2020.6.15.doc」というファイルが添付されていた。

3通目は、こんな内容だった。

天羽殿

同じメディアで次亜塩素酸水を「不安商法」と述べた京都女子大学名誉教授が、
代理人を通じて「話し合い解決」を望む内容証明便が届いたので、
その文書に対する反論を述べたものを添付します。
代理人にはこの文書の他、先に貴殿に添付メールした、
日本微酸性電解水協会の6/15付けの発表も合わせて送りました。

ご参考までに

ウルファンドカンパニー
大竹

添付されていたのは、「京都女子大学名誉教授 小波宛文書2020.6.16.docx」だった。

大竹氏は本人訴訟が得意らしいが、その割には文書の番号に無頓着である。私のところに来たクレームのタイトルの番号が「4」となっていたが、私は1~3を受け取っていないし、職場に問い合わせたところ、職場でも受け取っていないということだった。訴訟をするなら、出したつもりで受け取ってないなどということがあると話が面倒になるので、まずは1~3までの番号のメールの再送を求めたのに、大竹氏はこれを無視している。

次に、大竹氏が送った最初のメールの添付書類の内容について確認した。

「微酸性電解水ミストのラットに関する暴露試験.pdf」は、ヒトではなくラットで安全性が確認されたという内容で、確かにラットに悪影響は見られなかつたという結論が出ていた。しかし著者たちは、「しかし、一般的にラットとヒトでの種差は約10倍の開きがあると考えられていることから、安全性を考慮して電解水の使用時には通常の農薬散布で用いるマスクを使用するなど吸入量を減らすことが必要である」、「噴出口で大量のミストに暴露されたような場合は水道水などで眼を洗う事と、狭い温室で長時間の作業などによる過剰なミストの暴露が考えられる場合は、マスクの装着あるいは換気の必要性があろう。」と書いている。大竹氏が、噴霧しても安全という自説の証拠として送ってきた論文の著者たちの注意書きを素直に読むと、噴霧して吸ってはいけない、という結論しか出てこない。わざわざ主張が不利になる証拠を送ってくるとは、大竹氏は何を考えているのだろうか。

「岡山大学空間除菌安全エビデンス.pdf」は、何と、抄録だけで本文が無かった。大竹氏は論文を証拠とするにあたって、本文を読まずに主張しているということらしい。仕方がないので図書館を通して複写依頼してみたら、国会図書館しか所蔵しておらず、COVID-19のせいで図書館の業務も制限されている上に、雑誌が利用中なので、急ぎの取りよせは無理だという回答が来た。

「北海道大学 次亜塩素酸水で新型コロナ不活化.pdf」は、エビデンス以前の新聞記事のコピーでしかなかった。しかも、試験に用いられた次亜塩素酸水のpHは2.7以下、有効塩素濃度40ppmである。大竹氏が販売している「次亜塩素酸水（無塩 微酸性電解水）」とは、pHが全く違う。大竹氏は、違う作り方をした次亜塩素酸水の結果を、自社製品に効果があるという根拠にしている。強酸性電解水との差別化を図ろうとするメールで、強酸性電解水についてわかったことを根拠にするのは、逆効果ではなかろうか。

「はま寿司 微酸性電解水 使用例.JPG」は、ボトルの写真だが、表示が十分でないため、中身がよくわからない。消費者としては、こんな中身のあやふやなボトルに入っているものを手指にかけるのはちょっとお断りしたい。

2通目のメールの添付書類は、作成者の名義が「一般社団法人日本微酸性電解水協会」であった。念のため、協会のウェブサイトを見たのだが、どこにも掲載されていなかった(2020/06/15頃)。そこで、協会にメールでこの文書について問い合わせた。そうしたら、メールの添付書類として同じものが送られてきた。そこで、回し読みではなく協会のウェブサイトにあるものを読みたいので、サイトのどこで公開しているのかと訊いてみた。そうしたら、「ご連絡を頂きありがとうございます。26日には最終見解が出される予定です。文科省も軟化しています。それから検討してWebに載せる予定です。経済産業省とは何度もやりとりしている関係ですのでご理解をください。一般社団法人日本微酸性電解水協会」という回答だった。大竹氏は、協会側で内容が確定していないものを証拠として私に送ってきたということははっきりした。

小波さんの代理人への返答がどうであれ、私にはあまり関係がないので3通目のメールの添付書類は放置することにした。

立川中央病院は、ウェブサイトの「感染予防」のところを見ると、COVID-19とは無関係に、以前から次亜塩素酸水の24時間噴霧を行っていると書いてある。医師の判断とは信じ難かったので、病院長宛に問い合わせを出し、噴霧の決定を医師が決めたのかどうかを質問したが、回答がないので確認がとれていない。病院の場合も、事務方や経営陣の意向で医師の考えと違うことが行われる場合もあるので、要確認だと思ったのだが、今のところ不明である。

そこで、私は、回答書を作って(回答(20200616受信20200619送信).pdf)、2020年6月19日にメールに添付して送信し、週明けの2020年6月22日に到達が追跡可能なレターパックプラスにて紙に印刷したものを送付した。私の回答を読めば、大竹氏の要望を全く受け入れていないことは誰が見ても明らかである。大竹氏は訴訟したがっているので、この回答を見たら、すぐさまにでも提訴しますと言ってくるかと思って期待していた。しかし、何も言ってこなかった。

そこで、2020年6月25日に「訴状の提出予定について教えて下さい」という件名で、次のように書き送った。

→株式会社ウルフアンドカンパニー
代表取締役社長 大竹 誠一様

先週金曜日にメールで、今週月曜日に郵送で、貴殿からの
メールおよび送信された資料についてのコメントを返送しました。
明日の6月26日（金）で5営業日になります。

全面的に貴殿の希望には添えない内容となりましたことを
ご確認いただけたことだと思います。

さて、貴殿は、「貴殿の次亜塩素酸水のYahooニュースの
件苦情抗議」と貴殿裁判の提起準備の件4」という件名のメールを
何通か送信し、その中で、

「貴殿が当社が添付資料やエビデンスを見て発言を撤回し、
様々なメーカーがあり、ウルフアンドカンパニーが販売する
製品は安全だと認めれば訴訟の提起を取り下げるとも考えます。」
と書きました。
私の回答が訴訟提起取り下げの条件を満たしていないこと
は明白です。

まさかこのままやむやにして訴訟せずに終わるなどと
いうことは無いと考えますので、訴状の提出状況について
お知らせ下さい。
もしくは、私が回答中で求めた、エビデンスたり得る資料を
新たに送る予定があればその旨お知らせ下さい。

なお、エビデンスと呼べるものは、たとえば、消費者庁の
「不当景品類及び不当表示防止法第7条2項の運用指針」
に準ずるものを感じます。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/misleading_representation/not_demonstrated_ad/
のリンクからpdfで読めますので、新たな資料を送る際には
基準に沿っているかどうかを確認の上お送り下さい。

そうしたら、こんな返事が来た。

時間ができたら適切な時期に。

写真は、度々行く裁判所前での記念撮影です。（写真転載禁止）
7月は地裁で2100万円請求の損害賠償事件1件、簡易裁判所で簡単な事件1件、の予定が入っています。
いずれも弁護士無しです。弁護士付きの被告や弁護士をいつも涙目にしています。^^

ウルフアンドカンパニー
太竹

(3)

写真については転載禁止とあるし、私も他人の肖像権をむやみに侵害するつもりはないから、文章でのみ表現すると、裁判所の門の脇でサングラスをかけた恰幅の良い男性が自撮りした写真、であった。

正直な話、いろいろと脱力し倒した。大竹氏は、「次亜塩素酸水のミスト噴霧は絶対にやめてください!!」へのコメントでも、提訴するぞと言つてゐるし、BuzzFeedの記事に出た小波さんにも同様の脅しをかけている。それなのに、督促したら訴訟を後回しにすることは一体どういうわけだろか。まさかと思うが、訴えてやる、が口先だけのポーズってことはないよね？3人も脅しておいてまさかこのまま逃げてうやむやにできるとか、都合のいいことは考えてないよね？

ところで、どの場合も、要求がはっきりしていて、つまりは研究者や医者が大竹氏の扱っている商品は安全だといわせることが訴訟の目的だと主張している。これだけはっきりしているなら、誰かが大竹氏と裁判所でやりあって、そんな義務がないことをはっきりさせが、3人分まとめて片がつく。まあ、今回、大竹氏は訴訟が得意そだしこそうなので、こちらから訴えるにしても、嫌がらせと受け取られる可能性は皆無なので、気が楽ではある。

ただ、訴訟やってる件数を強調したがる大竹氏のセンスが理解できない。訴訟ってそれなりに手間はかかるから、相手が既に2件やってるなら、仕掛ける側にもなる私としては、もう一つ増やすなら今でしょ、今、という結論しか出てこない。訴えさせたくて誘っているのだろうか。ということで、気分良く原告で訴訟したいのなら、すぐにでも訴状書いて裁判所へGoした方がいい>大竹氏。私の方から提訴するとなると、相手の会社の資格証明書とるところからなので、来週中に提出は難しい。

そんなわけで、あんまりじらされるのも何だかなあ、なので、2020年7月1日付けで通知書を内容証明で送った。

すると、次のようなメールが届いた。

Mon, 06 Jul 2020 12:35:57 +0900 ----- 天羽さん

内容証明届きましたよ。書き方からして弁護士に書かせてますね。
私にとって内容証明というのは普通郵便と同じ扱いなので、メモ書きにでも再利用しますね。
内容証明で怖がる訳ない私が、明日越谷の裁判所で2件の被告相手に裁判があります。

(4)

明日は法廷で私が2100万円の損害賠償を求めている被告と弁護士をオラオラして涙目にさせてきます。

当然、私は弁護士無しです。そこら辺の出来損ない弁護士よりは力ありますよ。

弁護士は文書では強い事書きますが、法廷で会うとへなちょこばかりですね。

文武両道の私とは違います。

越谷の裁判所の裁判官の部屋を知っていますが、関係者以外知らないのですが、何故か私は知っています。

越谷の裁判所では、私が法廷に行くと厳戒態勢で、裁判官の部屋の前に防刃手袋をつけた職員が立ちます。

今、一人の医者とやり合っています。これが長引いています。

それが終わったら、優先順位的に「不安商法」と言った小波さんかな～
で、時期が来たらあなたかもしれません。

貴殿が待てないのであれば、どうぞ自由に訴訟の提起をしてください。

で、届いた内容証明は熟読しませんし、何かのURLも興味ありません。

流し読みしました。以上、ご報告まで。

=====

株式会社ウルフアンドカンパニー

代表取締役社長 大竹 誠一

〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷1-3-14博進ビル6F

別に裁判官の部屋は秘密ではない。部屋がわかつてたって普通は行かない裁判官の部屋にまで押しかけた結果、警備員が出動する騒ぎになった、という話にしか見えない。それ、自慢する話なのか？裁判所が厳戒態勢って、一体どんなヤツのからんだ訴訟だよ、っていう……。反社会的自慢みたいな内容になってるけどそこ自慢するところなのかと一小時間(ry)。

なお内容証明は自分で書いてて、代理人はない。明らかに法律家の文章ではない私の書面を見て弁護士がいると誤認するなど、世の弁護士さんに失礼だろう。

天羽さん

追伸ですが、立川中央病院に連絡して何かしたみたいだけど、

医学博士の集う病院に命令できるのは、

厚生労働省だけですからね。

名も無い、門外漢の学者は余計な事しないでくださいね。

迷惑です。

(4)

=====

株式会社ウルフアンドカンパニー

代表取締役社長 大竹 誠一

〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷1-3-14博進ビル6F

原告やると被告になって反訴するのとでは、書類の甲乙が逆になるので、どちらか早いとこ決めて欲しかったのだけど、向こうからの提訴はないということで、これで今回は私が甲確定ということで良さそうだ。

【2020/08/20追記】

訴状の第一稿をと書証一式を準備し、不法行為を入れようとしてたら学期末とお盆と大学院入試とオープンキャンパスが忙しくて延びになつたら、動きがあった。

まず2020/08/20、越谷警察署から大学宛に電話。折り返しかけるように伝言されたのでかけたところ、このページの会社名とか社長の名前とかを消して欲しいというお願いがあったとのこと。

私がこのページのURLを内容証明で伝えた時は「何かのURLも興味ありません。」とメールで断言したくせに、今頃になって何やってるのだろうw。ともあれ、これで1つ、大竹氏は自分で宣言したことと違う行動をとったことになる。

警察の中の人には、特に具体的な商品名や会社名を名指しした内容ではなく一般論を述べただけの記事に対し、先に訴訟で脅したのが大竹氏であること、送ってきたメールの内容から、大竹氏が裁判所における暴力行為あるいは何かしらの迷惑な行為を暗示しているといったことを説明して終了。私としては、今後紛争の相手になる人とのトラブルが先に警察に認知されることになったのはむしろありがたい、とも伝えておいた。

2020/08/19、今度は大学の総務宛にクレーム。電話だったらしい。小白川キャンパスのキャンバス長から伝言をきいた。

同時に、まったく別の（大竹氏とは無関係の）問題が発生した。

もともとこのサイトは、研究や教育の情報と、ニセ科学対策の情報発信を主に行う目的で構築し、大学内にサーバーを置いて、ac.jpドメインでアクセスできるものだった。しかし、トップページに書いてあるように、もう何年も前に本部の総務担当理事によってコンテンツがまるごと学外に追い出されたので、大学との関係ではれっきとした地下サイトということになる。学内規則に何ら根拠は無く、理事の一存のみで恣意的に追い出されたのである。研究内容や今回のコロナ騒動で行うことになったリモート講義の教材を置いたりしているのに、学内の公式ページからのリンクもまかりならんと言われている、アンダーグラウンドまっしぐらのサイトなのである。大学からは随分酷い扱いをされていることになる。今回はキャンバス長にその経緯を説明し、「総務担当理事が追い出したサイトで、大学の管理下に無く、学内からのリンクさえ禁じられたサイトに対し、総務課がクレーム受付窓口をしちゃったら、組織の対応として大変まずいのではないか」ということで以後のクレームに対しては、本部が追い出したサイトなので窓口になることはできない、と答えて門前払いするのが正解ですから、そのように総務課にお伝え下さい」で終了した。どうも、執行部が入れ替わった時に引き継ぎがうまくいってなかったとしか思えない。もちろん、越谷警察署にも、サイトを追い出したのが大学本部であることを伝え、大学はこのサイトについての連絡を伝える窓口にはなり得ず、今回私宛に伝言が届いたのは事務手続き上のミスであるというのが私の認識だと説明しておいた。

追記(2020/09/16)

実は、ウルフアンドカンパニーの代表取締役の大竹氏から訴訟予告をされたのは、私と小波氏だけではない。YouTubeに動画を上げている吉村医師も訴訟予告を受けた一人である。吉村医師は、「次亜塩素酸水のミスト噴霧は絶対にやめてください!!」「『次亜塩素酸水』3つの資料で論破された!!編」といった動画を投稿した。この動画へのコメント欄に、ウルフアンドカンパニーの名前で、訴訟予告が書き込まれた。また、訴訟を予告するメールをもらったことが、吉村医師によって公開されている。吉村医師の場合も、大竹氏の会社や扱っている製品の名前を挙げての批判ではなく、一般論を述べているだけであった。

これらの行動からわかるのは、大竹氏は、一般論として正しいことを言った人に対して、消費販売の妨げになると思ったら、気軽に訴訟するぞと言いくだすということである。代表取締役として、もっぱら商品を販売するための手段としてこのようなことを実行していると言える。私が確認しただけ既に3人なのだから、他にも居るかもしれない。私が、内容証明で訴訟予告を撤回するかどうかを大竹氏に訊いた事に対し、大竹氏はそれを無視するという行動をとったことを考えると、大竹氏は今後もこのような行動を改めるつもりは全く無いのだろう。

とりあえず、ここに、大竹氏が自身が経営する会社の営業活動として訴訟予告をあちこちに行ったという記録を残しておくので、もし今後、大竹氏から同様のことをされたことがあった人は、怖がらずに落ち着いて対処してほしい。これまでのところ、誰も訴状を受け取っていないし、このページの公開について大竹氏は訴訟によって対応するのではなく警察に頼ろうとしている様子だし、何かと理由をつけて提訴を後回しにしている節すらある。

小波氏は弁護士に依頼して本件を交渉事件としたため、費用が発生している。私も訴訟対応のためにそれなりに手間をかけて証拠を整理するといったことを行った。吉村医師については未確認だが、反論に余計な手間がかかっているかもしれない。他人に対して気軽に訴訟するぞなどと言いくだせば、言われた側は訴訟の準備を始めるわけで、冗談では済まない。大竹氏は何故か自慢の本人訴訟を避けて警察に頼ろうとしている様子だが、訴えてやるというのがもし口から出任せやはったりなら、それは十分に社会的批判や批判に値する行為である。

なお、塩素系の消毒剤については、北里大学によるプレスリリース「新型コロナウイルスに対する消毒薬の効果を検証」(2020年9月1日)が出ている。それによると、次亜塩素酸ナトリウム液(not次亜塩素酸水)を用いて物の消毒を行う場合、厚生労働省が従来推奨していた0.05~0.1%では濃度が足りず、1分間の接触でウイルスを消毒するには0.15%(1500ppm)の濃度が必要という結果になった。次亜塩素酸ナトリウム液は原液を薄めて使うのが普通なので、これまでの2~3倍の濃度で使えばまあまあ使えるということになる。一方、次亜塩素酸水は、どのカテゴリーのものも消毒効果が不十分だという結果であった。製造方法や原理を考えると、次亜塩素酸水の濃度を上げるというのは難しいだろうから、物の消毒においても期待はできそうにない。ましてやそれを空中噴霧することには意味がない。

これは正本である。

令和3年12月22日

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 森 本 亜紀子

